

議案第 30 号

伊賀市行政不服審査会条例の制定について

伊賀市行政不服審査会条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政不服審査会条例

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、市長の附属機関として伊賀市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事項)

第 3 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 4 条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 3 人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引続きその職務

を行うものとする。

- 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(招集)

第7条 審査会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第8条 審査会は、委員全員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、審査会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、企画振興部広聴情報課において処理する。ただし、企画振興部広聴情報課が審査請求に係る処分を担当した部署であった場合は、その審査請求に係る

審査会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第5条第4項及び第9条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。